

選 択 約 款
【 家庭用温水暖房契約 】

2024年8月1日実施

青梅ガス株式会社

2017年2月7日 策定
2019年8月5日 改定
2020年2月7日 改定
2024年7月4日 改定

目 次

1. 目的	1
2. この選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	2
5. 契約の締結および契約期間	2
6. 使用量の算定およびお知らせ	3
7. 料金	3
8. 料金の支払方法	3
9. 単位料金の調整	3
10. 名義の変更	4
11. 契約の変更	5
12. 解約	5
13. 精算	5
14. その他	5
付 則	
1. 実施の期日	6
2. この選択約款の実施に伴う切り替え措置	6
3. この選択約款の掲示	6
(別 表)	7

1. 目的

この選択約款【家庭用温水暖房契約】（以下「この選択約款」といいます。）は、家庭用のガス温水暖房機器をご使用いただいているお客さま向けに、ガスの料金（以下「料金」といいます。）その他の供給条件を定めたものです。

2. この選択約款の変更

- （１）当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとの料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものとし、（３）および（４）のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- （２）お客さまは、（１）に定めるこの選択約款の変更へ異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- （３）この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、（４）に定める場合を除きます。
 - ① 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- （４）この選択約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更の場合、その他ガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

この選択約款およびこの選択約款に基づくガス需給契約（以下「ガス需給契約」および一般ガス供給約款に規定する「ガス使用契約」をそれぞれ「契約」といいます。）において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- （１）「温水暖房」とは、エネルギー源として都市ガスを使用し、温水を循環させる機能を有する熱源機により温水を供給して暖房を行う機器をいいます。
- （２）「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいいます。
- （３）「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の目的に使用する部分とが結合している住宅をいいます。
- （４）「冬期」とは、１２月使用分（１１月検針日の翌日から１２月検針日まで）から４月使用分（３月検針日の翌日から４月検針日まで）までの５か月の期間をいい、「その他期」とは、５月使用分（４月検針日の翌日から５月検針日まで）から１１月使用分（１０月検針日の翌日から１１月検針日まで）までの７か月の期間をいいます。
- （５）「ガスメーターの能力」とは、当該ガスメーターが適正に計量できる範囲内の使用可能な最大流量のことであり、立方メートル毎時の数値で表したものをいいます。

- (6)「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。
- (7)「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。
- (8)「単位料金」とは、9に規定する基準単位料金または調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

この選択約款は、次のすべての条件を満たし、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

- (1) 温水暖房を以下のいずれかの条件で使用されること。
- ① 専用住宅で使用する。
 - ② 併用住宅で、業務部分と居住部分に分離して居住部分に専用でガスメーターが設置されていて、居住部分で使用する。
- (2) 温水暖房が以下のいずれかの条件で設置されていること。
- ① 1台の熱源機に対し2台以上の放熱器が接続設置されていること。ただし、床暖房の場合は、1台の熱源機に対し1ヶ所以上設備されていること。
 - ② 放熱器が接続されている熱源機が2台以上設置されていること。
- (3) 一需要場所におけるガスメーターの能力が16立方メートル毎時以下であること。
- (4) 当社が(1)から(3)の条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合において、正当な事由がない限り、需要場所への立ち入りを承諾すること。

5. 契約の締結および契約期間

- (1) この選択約款に基づく契約の締結を希望されるお客さまは、当社が定める申込方法により、当社に申し込んでいただきます。
- (2) この選択約款に基づく契約は、当社がお客さまからの申し込みを承諾した日（以下「契約成立日」といいます。）に成立いたします。
- (3) 契約期間は、契約成立日以降最初の定例検針日（契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。）の翌日から、その日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。以下同じ。）の末日までといたします。ただし、契約成立日がガスの使用開始日（以下「使用開始日」といいます。）以前の場合は、使用開始日から、その日が属する年度の末日までといたします。
- (4) 契約期間満了日以前に解約の申し込みがない場合、この選択約款に基づく契約は、契約期間満了日の翌日からその日が属する年度の末日まで継続するものとし、以後これにならうものといたします。この場合、当社は、その旨をお客さまにお知らせいたします。なお、お客さまが希望されるときを除き、その他の事項のお知らせについては省略いたします。
- (5) 当社は、この選択約款に基づく契約をその契約期間満了前に解約されたお客さまから、同一需要場所においてこの選択約款または他の選択約款に基づく契約の申し込みがなされた場合であって、その契約の開始日が当該解約の日から1年に満たない日となる場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約の場合はこの限りではありません。
- (6) 当社は、この選択約款に基づく契約を締結されているお客さまから、その契約期間満了前に他の選択約款に基づく契約への変更の申し込みがなされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。

(7) 当社は、お客さまが当社（導管部門を含みます。）とその他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金を、その契約に定める支払期限日を経過しても支払われていない場合は、この選択約款に基づく契約の申し込みを承諾できないことがあります。

6. 使用量の算定およびお知らせ

当社は、当社（導管部門）より通知を受けた使用量をお客さまへお知らせいたします。なお、当社（導管部門）は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読み（検針値）により、その料金算定期間の使用量を算定いたします。

7. 料金

- (1) 料金は、一般ガス供給約款に規定する支払期限日（以下「支払期限日」といいます。）までにお支払いいただきます。
- (2) お客さまは、お支払いの時期により、(3) に定める早収料金、または(4) に定める遅収料金のいずれかを選択していただくことができます。
- (3) 当社は、料金の支払いが、一般ガス供給約款に規定する支払義務発生日の翌日から起算して20日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、(7) により算定されたもの（以下「早収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金としてお支払いいただきます。
なお、早収料金適用期間の最終日が一般ガス供給約款に規定する休日（以下「休日」といいます。）の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。
- (4) 料金の支払いが、早収料金適用期間経過後に行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金としてお支払いいただきます。
- (5) 当社は、次の場合には早収料金適用期間内にお支払いがあったものとしします。
 - ① 口座振替により料金のお支払いをいただいているお客さまについて、当社の都合により、料金を早収料金適用期間経過後にお客さまの口座から引き落とした場合
 - ② 早収料金適用期間の翌日から起算して20日以内に支払われた場合
- (6) 当社は、早収料金および遅収料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- (7) 当社は、6の規定によりお知らせした使用量に基づき、別表の料金表を適用して、早収料金を算定いたします。

8. 料金の支払方法

- (1) 料金は、口座振替、クレジットカード払い、または払込みいずれかの方法により毎月お支払いいただきます。
- (2) 当社は、払込書が発行された場合、原則としてその直後に支払義務が発生する料金に次の払込書発行手数料を加算いたします。ただし、使用開始日が属する月から起算して翌々月までに支払義務が発生する料金の請求に限り、払込書発行手数料は加算いたしません。

払込書発行手数料	220円（消費税等相当額を含みます。）
----------	---------------------

9. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2) ②により算定した平均原料価格が(2) ①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算定式により別表の料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料

金を算定いたします。この場合、基準単位料金を替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表の１（２）のとおりといたします。

① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（１立方メートル当たり）

$$＝基準単位料金＋０．０７５円×原料価格変動額／１００円×（１＋消費税率）$$

② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（１立方メートル当たり）

$$＝基準単位料金－０．０７５円×原料価格変動額／１００円×（１＋消費税率）$$

（備考）

上記①、②の算定式によって求められた計算結果の小数点第３位以下の端数は切り捨てます。

（２）（１）の基準平均原料価格、平均原料価格および原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格（トン当たり）

５４，６９０円

② 平均原料価格（トン当たり）

別表の１（２）に定められた各３か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトン当たりＬＮＧ平均価格（算定結果の１０円未満の端数を四捨五入し、１０円単位といたします。）およびトン当たりＬＰＧ（プロパン）平均価格（算定結果の１０円未満の端数を四捨五入し、１０円単位といたします。）をもとに次の算定式で算定し、算定結果の１０円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

（算定式）

$$\begin{aligned} \text{平均原料価格} &= \text{トン当たりＬＮＧ平均価格} \times 0.9712 \\ &+ \text{トン当たりＬＰＧ（プロパン）平均価格} \times 0.0458 \end{aligned}$$

（備考）

トン当たりＬＮＧ平均価格およびトン当たりＬＰＧ（プロパン）平均価格は、当社ホームページおよび事業所等に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算定式で算定し、算定結果の１００円未満の端数を切り捨てた１００円単位の金額といたします。

（算定式）

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

１０．名義の変更

お客さままたは当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの選択約款に

基づく契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社は当該契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものいたします。

1 1. 契約の変更

2（1）の規定によりこの選択約款が変更された場合、当社はこの選択約款に基づく契約を変更することができるものいたします。

1 2. 解約

- （1）当社に契約違反があった場合、またはお客さまのガス使用状況に変更がある場合には、お客さまのお申し出に基づき、この選択約款に基づく契約を解約できるものいたします。ただし、5（5）の規定によりその後の契約の締結にあたって制限を受ける場合があります。
- （2）お客さまに契約違反があった場合（4の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）には、当社の申し出に基づき、この選択約款に基づく契約を解約できるものいたします。なお、4の適用条件を満たさなくなった場合、お客さまは、当社にただちにその旨を連絡していただきます。
- （3）（1）または（2）の申し出に基づく解約の日は、申し出が相手方に到着した日（以下「解約申出日」といいます。）以降最初の定例検針日といたします。なお、解約申出日が定例検針日と同日の場合は、その日といたします。
- （4）この選択約款に基づく契約が解約された場合、当社はその解約の日の翌日にお客さまから一般ガス供給約款に基づく契約の申し込みがあったものとして取り扱うことがあります。

1 3. 精算

1 2（2）なお書きの規定にかかわらず、お客さまが4の適用条件を満たさずにガスをご使用の場合、当社は条件を満たさなくなった時点までさかのぼって、一般ガス供給約款の規定に基づき算定した早収料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を申し受けます。

1 4. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

付 則

1. 実施の期日

この選択約款は、2024年8月1日から実施いたします。

2. この選択約款の実施に伴う切り替え措置

当社は、料金算定期間の末日が2024年8月1日から同月末日に属する料金算定期間の早収料金は、2024年7月末日まで適用の選択約款【家庭用温水暖房契約】に基づき算定するものといたします。

3. この選択約款の掲示

当社は、この選択約款を、事業所等のほか、当社ホームページにおいて掲示いたします。この選択約款を変更する場合も同様とし、変更実施日の10日前までに、この選択約款を変更する旨、変更後の選択約款の内容およびその効力発生時期を周知いたします。

(別 表)

1. 料金および消費税等相当額の算定方法

(1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金または9の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(2) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(3) 早収料金および遅収料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算定式により算定いたします（小数点以下の端数切捨て）。

- ① 早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷（1＋消費税率）
- ② 遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷（1＋消費税率）

2. 料金表【その他期】

(1) 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから28立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が28立方メートルをこえる場合に適用いたします。

(2) 料金表

① 料金表A（消費税等相当額を含みます。）

a. 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	1,444.00円
-------------------	-----------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	140.71円
------------	---------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

② 料金表B（消費税等相当額を含みます。）

a. 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	1,636.64円
-------------------	-----------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	133.83円
------------	---------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

3. 料金表【冬期】

(1) 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから57立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が57立方メートルをこえる場合に適用いたします。

(2) 料金表

① 料金表A（消費税等相当額を含みます。）

a. 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	1,939.00円
-------------------	-----------

b. 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 3 2 . 1 4 円
-------------	---------------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

② 料金表B（消費税等相当額を含みます。）

a. 基本料金

1 か月およびガスメーター1 個につき	2 , 1 6 7 . 5 7 円
---------------------	-------------------

b. 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 2 8 . 1 3 円
-------------	---------------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。